

届出・手続き

-やすらぎと うるおいのある ふるさとまちづくりをめざして-

◆届出が必要なゾーン

文教厚生ゾーン

沿道複合ゾーンA

沿道複合ゾーンB

◆届出が必要な行為

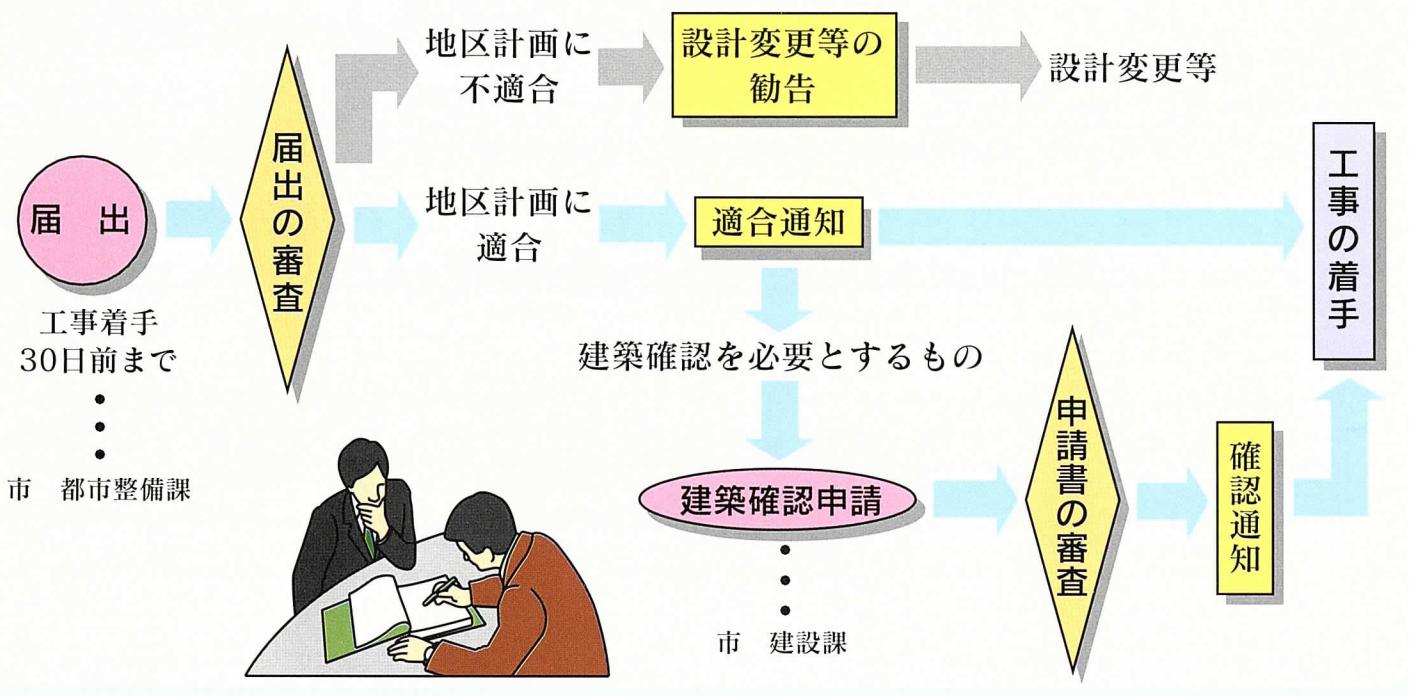
土地の区画形質の変更

建築物の新築・増改築・移転等

工作物の建設

建築物の用途の変更

◆届出から工事着工までの手続きの流れ



地区計画によるまちづくりは、実際に建物を建てる企業や市民の方々の協力により可能となるものです。

下妻東部第一地区が下妻市の生活・文化の拠点として魅力ある空間となるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

下妻東部第一地区

地区計画によるまちづくり



下妻東部第一地区は、
土地区画整理事業により整備され、
下妻市の新たなコミュニティ拠点として、
またゆとりある良好な住宅地として、
今後の発展が期待されている地区です。

下妻市ではこのようなまちづくりの実現を目指し、
下妻東部第一地区に地区計画を定めました。

お問い合わせ先：下妻市 都市建設部 都市整備課

TEL.0296-43-2111(代)

下妻市

